

川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)に係る
市議会意見と市の検討結果

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
1	「めざす方向性」	「少子化＋高齢化」が人口減につながっていくと書かれています。しかし、どこかで少子・高齢化のピークが過ぎると、人口増に転じる地域もあると思います。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。	第6次川西市総合計画の策定時には、全市及び各コミュニティ単位で0～14歳、15～39歳、40～64歳、65～74歳、75歳以上の区分で将来人口を推計しており、北陵、東谷、牧の台、緑台・陽明のいずれの地区においても、全ての年代で人口は減少する結果となっています。 0歳児から5歳児までの統計によると、牧の台小学校区では令和2年4月1日時点の418人に対して、令和6年4月1日時点で527人となり約26%増加しています。一方、東谷中学校区で見ると同時点比較で7%減少しており、北部地域全体で見たときには、同時点比較で2%増加しています。 近隣の住宅開発等により、短期的には増加に転じる地域があるかもしれませんが、中長期的には全体人口は減少傾向にあると見込んでいます。
2	「全体」	人口推計について、各コミュニティ単位ではどのようなになっているのでしょうか。	
3	「エリア1」	大和地域において、0歳児から6歳児までの人口はどれぐらい増減があるのでしょうか。	
4	「全体」	エリア1とエリア3について、4コミュニティへ事前説明をされたと思いますが、そこで出た意見・要望は、この基本構想案に盛り込まれているのでしょうか。	市としては、これまで様々なワークショップ等で共有された課題やキーワードを重ね合わせながら実現可能性を探り、北部地域のまちづくり方針を策定した経過があります。 以降、その方針に沿ってエリアごとのコンセプトを設定するとともに、地域から要望を受けた機能を含めて具体的な配置の検討を進め、この度基本構想案をお示ししたところです。 今後はパブリックコメントで頂戴した意見も踏まえた上で取組を進めていきます。
5	「全体」	今後パブリックコメント等を通じて、市民意見や地域団体からの要望が出てくると思いますが、そういった要望を受けて、基本構想案を変更することはあり得るのでしょうか。	

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
6	「全体」	この基本構想案について、どの地域に、どれぐらい説明に回られましたか。	12月に北部4コミュニティに対してパブリックコメント実施の事前説明へ何うとともに、1月には東谷公民館、緑台公民館、市役所の3会場でタウンミーティングを開催しました。方針策定時と同様に説明の対象は4コミュニティとしており、各自治会に対しての個別説明は行っていません。
7	「全体」	基本構想案について、コミュニティには説明に行かれたということですが、自治会への対応はどうなっていますか。	
8	「全体」	基本構想案について、4コミュニティで説明をされ、意見についてはパブリックコメントを通してほしいという進め方でしたが、そのような状況になったのはなぜですか。	頂戴したご意見に対しては、市としてしっかり対応を検討した上で公表すべきという考えから、パブリックコメントでの意見提出をお願いしました。
9	「全体」	配置機能の見直しがあれば、変更部分を基本構想案に記載すべきではないでしょうか。変更理由も含めて記載されていないと、北部地域のまちづくり方針との整合が取れないと思うのですが、その必要性についてはいかがでしょうか。	具体的な配置機能の検討を進めていく中、限られたスペースで全ての機能を配置することが難しく、「災害時にペットを同伴できる避難所機能」及び「中・高生向け放課後等デイサービス」は、全市的な視点を持ち合わせた配置を再検討します。 また、「福祉総合相談窓口」はエリア3へ配置し、「行政総合相談窓口」は従来の行政センター・公民館機能を活用し、これまでの相談業務を継続します。 なお、ご意見を参考に、方針策定後に地域から要望を受け新たに追加した機能を含め、方針に記載の機能と基本構想案に記載の機能の違いが読み取れるよう、基本構想案の項目中に文言等を追加します。
10	「全体」	エリア1に関して、策定済みの北部地域のまちづくり方針と今回の基本構想案を比較すると、配置機能が整合していませんが、「災害時にペットを同伴できる避難所機能」や「行政総合相談窓口」はどのような取扱いになっていますか。	

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
11	「エリア1」	先般の9月議会で、北部地域の教育保育環境の充実を図るべきとの請願が8,281名の署名とともに提出され、市議会全会一致で採択されています。その中に牧の台みどりこども園の分園を整備する内容が含まれていますが、資料に記載されている「北部ワクワクこども支援拠点」は、請願の内容と合致するような方向で進めていけるのでしょうか。	請願事項は「市立東谷幼稚園を就学前教育保育施設として活用するなど、北部地域の就学前教育保育環境の充足を図ること」であり、あらゆる角度からの検討を求める内容です。請願を重く受けとめ、この度の基本構想案では、従来の方針を一部変更し、請願事項である就学前施設「小規模保育所」「こども誰でも通園」「一時預かり」の機能を追加したものとなっています。
12	「エリア1」	先般の9月議会で、北部地域の教育保育環境の充実を図るべきとの請願が8,281名の署名とともに提出されましたが、その回答がこの基本構想案と捉えていいのでしょうか。	請願を受け、3つの視点で検討しました。1つ目は課題である1～2歳の入所保留児の対策を講じていく必要があるということ。2つ目は就労の有無に関わらず、全ての保護者の子育てを支援する必要があること。3つ目は実現可能性・持続可能性があること。以上の観点から、民間事業者による運営が可能な機能を提案しました。
13	「エリア1」	東谷のコミュニティから提出のあった請願については全会一致であり、その重みは非常に大きいと思っています。 北部のこどもたちは、猪名川町や能勢町の保育施設へ行かざるを得ない状況であり、やはり地域の中でこどもが育ってほしいと考えています。南部へ出勤される方にとればかなりの負担です。そのような背景を市は知ってるはずなのに市は本当に頑なです。新名神も開通し、神戸や京都も近くなり、舎羅林山も開発が進み、住宅開発もこれから進んでいきます。それらの流れを受けて、施策を推進してほしいと思います。 旧緑保育所の廃園の問題でも300から400近い意見が出たにも関わらず役にも立ちませんでした。それがパブリックコメントなんのでしょうか。パブリックコメント後に「市が検討した結果はこうでした」という形で突き進んでいくのは大きな矛盾があると指摘をしておきます。	東谷コミュニティ協議会からの請願については、長年、幼児教育保育を担ってきた歴史ある東谷幼稚園の休園に対する地域住民の方々の様々な思い、また、こどもたちの教育保育や子育て環境に不安を感じておられる状況から提出されたものと受けとめています。この度の基本構想案では、従来の方針を一部変更し、請願事項である就学前施設「小規模保育所」「こども誰でも通園」「一時預かり」の機能を追加したものとなっています。 北部のこどもたちは市外の施設へ行かざるを得ないのご指摘ですが、就学前の教育保育施設については、地域を限定することなくご利用いただくものであり、他市の施設を含めて保護者の方が教育保育内容や通勤の利便性等に応じて選択されていると認識しています。

意見番号	意見の分類	意見の内容	市の検討結果
14	「エリア1」	待機児童・保留児童の解消について、3歳児以降はどうなるのでしょうか。	待機児童は令和6年4月1日時点で0人ですが、特定の保育施設を希望するなどの理由で入所保留になった児童は109名となっています。入所保留児の約8割を0歳～2歳児が占めており、更なる保育定員の確保が必要なため、当該エリアで0歳から2歳児を対象とする小規模保育園を整備することとしています。 一方、3歳児以上の定員については、市全域で余剰が出ています。そのため、既存施設の定員を有効活用し、1号認定を2号認定に定員変更することで定員確保を進める方針です。 市立認定こども園での1号認定を対象とした一時預かり保育は、定期的または長期間の利用を目的としていないため、就労などで継続的に保育が必要な場合は2号認定の利用が必要です。牧の台みどりこども園では、2号認定の定員を超える受け入れを行っていますが、今後、市立認定こども園では、1号認定定員に空きが出ている場合は、段階的に2号認定に切り替えて定員を確保する予定です。
15	「エリア1」	こども子育て未来計画で、3号認定児童は市全体で定員不足は発生しない見込みになっていたのに、なぜ小規模保育園をつくるのでしょうか。	
16	「エリア1」	待機児童は国基準では5月から出ていますが、保留児童は4月から出ています。東谷の地域では、1号・2号・3号の全てのクラスで入れないこどもたちが出てきています。だからこそ、就学前のこどもたちが入れる施設にしてほしいですし、これは当然の要求だと思っています。 小規模保育園・こども誰でも通園制度・一時預かりを混在していくような施設を整備しても、待機児童や保留児童の解消には全くならないわけです。なぜなら、3歳以上児が入れないからです。今でも、牧の台みどりこども園では、1号の保護者が2号・3号になれないために、預かり保育を利用して働かざるを得ない状況になっています。そういう分析ができていないのは、請願は重視すると言いながら、この基本構想案を見ると保育の充実はできていないと考えています。	
17	「エリア1」	小規模保育について、何歳から何人の定員で開設を考えていますか。	小規模保育の設備・運営基準に則り、0歳から2歳児の児童が利用可能で、定員は6人以上19人以下となります。
18	「エリア1」	新たに始まるこども誰でも通園制度について教えてください。検討課題が多くあり、メリットは強調されていますが、一方でリスクも懸念されています。この制度のスタートとともに、旧東谷幼稚園のリノベーションがなされる案ですが、保育士確保や在園児への影響など市として様々な課題を検討いただくよう求めます。	こども誰でも通園は、法改正により令和8年度から全国で開始される制度です。保育所等へ通っていない0歳6カ月から満3歳未満の全てのこどもが、月10時間まで保育所等を利用できます。 国が示す人員配置・設備運営基準や手引等を踏まえ、円滑に実施できるよう準備を進めていきます。

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
19	「エリア1」	こども誰でも通園制度について、既にモデル実施している自治体があるかと思いますが、保育士資格等はどのような基準になっていますか。	現在、国が試行的事業実施要綱を定め、一部の自治体が試行実施をしています。その中では、一時預かり事業一般型に準拠し事業者のうち保育士を1/2以上とするケース、余裕活用型に準拠し通常保育における保育士配置基準とするケースがあります。 令和8年度からの本格実施に向けては、この基準をベースに本市における配置基準を検討します。
20	「エリア1」	こども誰でも通園制度について、床面積や別部屋の利用についてはどうなっていますか。	床面積などについては現在、国は一時預かり事業に準じた基準を示しています。令和8年度からの本格実施に向けては、この基準をベースに本市における設備運営基準を検討します。 保育室については、スペースに余裕があり在園児と合同で実施する場合と、専用室で実施する場合の2つのパターンが考えられます。
21	「エリア1」	「こども誰でも通園」と「一時預かり」については、どのような棲み分けを考えていますか。	「こども誰でも通園」は、0歳6か月から満3歳未満を対象に、保育所等を利用していないこどもに対して遊びと生活の場を提供する制度です。一方、「一時預かり」は満1歳から5歳児を対象に、保護者の用事などで家庭で保育できない場合に一時的にこどもを預かることを想定しています。 「こども誰でも通園」は月あたりの利用上限時間があるものの、主に定期利用をして継続的にこどもと関わる制度です。一方、「一時預かり」は定期利用ではなくスポット的な利用であるため、別事業として運営していくことを想定しています。
22	「エリア1」	小規模保育は、ほとんどの施設が年齢別の部屋を持っています。山下駅前の施設でも、1部屋に0歳から2歳までのこどもたちが入って通常保育を受けています。 もちろん運営側は非常に様々な工夫をされていますので、決められた基準の中で頑張っておられることは認めます。 但し、小規模保育とこども誰でも通園制度と一時預かりが混在すると、様々な問題が出てきます。 川西市では、小規模保育のA型・B型について、条例で定めているので保育士資格がありますが、こども誰でも通園制度では保育士資格が2分の1でよいということになれば、施設の中でより混乱を招くこととなります。 残念ながら、公立での運営は考えていないようですが、提案の中身については言語道断であると考えます。	こども誰でも通園制度の試行的事業においては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所で在園児合同で実施されているケースが多くなっており、令和8年度からの本格実施においても各事業者は既存施設を有効活用し、様々な保育ニーズに応えることが求められます。 試行実施においても、解消すべき課題は挙げられていますが、幅広く子どもたちの健やかな育ちと子育て家庭を支える北部地域の拠点となるよう取り組んでいきます。

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
23	「エリア1」	大和団地内はようやく世代交代が始まり、若い世帯が流入しています。大型団地は30年ではなく50～60年スパンでトータルでまちづくりを考える必要があると思います。これから笹部地区でも住宅開発がなされることから、3号認定の定員は増やすべきです。住宅開発の許可をするなら、就学前の教育保育施設はあって当然ではないでしょうか。	就学前の教育保育施設の整備については、市内全域を提供区域として入所保留児や年度途中の待機児童の状況を踏まえて検討する必要があります。大和団地内においては、住宅開発等に伴う保育需要の増加が一時的には想定されますが、中長期的に見て就学前児童数が減少していくことを前提としてまちづくりを進めていく必要があると考えています。 当該エリアにおいては、就学前の教育保育、待機児童対策という側面だけではなく、保護者の子育て支援や小学校就学後のこどもの育ちなど包括的な視点を持ち合わせながら教育保育環境の充実に取り組んでいきます。
24	「エリア1」	市内には7つの中学校区があり、人口の2割は東谷中学校区に住んでいますが、就学前の施設が足りておらず偏在しています。このままでは、転入の際に川西市を選んでもらえないと思います。第6次総合計画にも示されているように市全体での人口減少はやむを得ないですが、エリア別で見たときにはそうではないと思います。令和7年度に川西中校区に新たな園ができると聞いていますが、施設の配置バランスの悪さを是正してほしいと思います。	就学前保育施設の待機児童・入所保留児の解消は全市的な課題であり、市内全域を提供区域として入所保留児や年度途中の待機児童の対策に取り組んでいます。個別施設や地域ごとではなく、中学校区の入所保留児の状況等を見ながら市内全域で保育定員の確保対策を進めています。 令和6年4月1日時点で中学校区別の入所保留児は、川西南41名、川西28名、明峰6名、多田14名、清和台1名、緑台10名、東谷9名となっている状況等も踏まえ、令和7年4月に民間の幼保連携型認定こども園(川西南中学校区)と保育所(川西中学校区)の2施設が開設され、2号認定と3号認定で144名の定員増加を予定しています。 当該エリアにおいては、就学前の教育保育、待機児童対策といった側面だけではなく、保護者の子育て支援や小学校就学後のこどもの育ちなど包括的な視点を持ち合わせながら教育保育環境の充実に取り組んでいきます。
25	「エリア1」	北部わくわく支援棟について、①から④までの機能を一つの民間事業者が運営する点には非常に懸念があります。教育保育環境の充足を図るという部分で、調理スペースのほか、様々なスペースを本当に確保できるのか、実効性のある基本構想案になっているのか、配付資料と質疑では確認が取れません。	東谷幼稚園の1階部分には保育室が3部屋と職員室、遊戯室、トイレ等があり、①から④までの機能が1階部分の主要な場所を使用することを現時点では想定しています。 ご指摘の点に関しては、今後の検討を進めていくにあたり参考にします。

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
26	「エリア1」	北部わくわく支援棟には、障がいを持った子どもたちは通えるのでしょうか。	⑤障がい児相談支援については、未就学児から小中高生を対象に、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に向けた相談等を実施する窓口となります。障がい児通所事業所としての位置づけではありませんが、他の教育保育施設と同様に、障がいのある子どもや支援を必要とする子どもが共に育つ施設としての機能配置を想定しています。
27	「エリア1」	⑤障がい児相談支援が「相談支援機能」であれば、例えば行政センターではなく、「北部ワクワク支援棟」に入れられた意図は何でしょうか。	現在、市内全域で障がい児相談支援窓口は6箇所あり、そのうち北部にある事業所は1箇所のみです。しかしながら、北部地域にお住まいの利用者が多数おられるのが現状です。そのため、北部地域における相談支援機能の強化が必要であると考え、地理的条件や利便性を考慮し、「北部ワクワク子ども支援棟」への配置を計画したところであります。
28	「エリア1」	⑤障がい児相談支援について、この場所はあくまでも「相談」ということなのでしょう。北部地域のまちづくり方針では、中高生も対象とした障がい児通所支援事業所の設置と、成人期への移行も含めた取組を推進するという記載があるのですが、その部分を教えてください。	北部地域のまちづくり方針策定時は障がい児相談事業所と中高生も通所できる支援事業所をセットで考えていましたが、北部地域における相談支援機能の強化が優先度が高いと判断したものです。 なお、中高生向けの通所支援事業所については北部地域への配置に特化せず、全市的な視点を持ち合わせながら継続して検討していきます。
29	「エリア1」	南部に加え、北部にもセオリアができることは素晴らしいと考えますが、距離的な観点で中部への対応はどうかと考えます。中部にもセオリアを設置してほしいとまでは言いませんが、福祉事業所にとって対応が難しい不登校児童やひきこもりを対象とした取組を行政で担っていただけたらと考えます。	校内サポートルームをはじめ、セオリアや民間フリースクール、オンラインを活用した学びなど、子どもたちが様々な学びの場を選択できるような仕組みを構築していきます。
30	「エリア1」	北部ワクワク子ども支援棟は社会教育施設としての位置づけでしょうか。また、どの部署が全体を管理するのでしょうか。	同一の建物に、子ども・若者支援を中心とした複数の異なる機能配置を想定しており、社会教育施設として運営することは予定していません。また、施設全体の管理は今後検討します。

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
31	「エリア1」	エリア1の施設管理について、現段階で運営主体をどのようにするのか説明してください。	①小規模保育、②こども誰でも通園、③一時預かり、④地域子育て支援は民間事業者による運営を想定をしています。⑤障がい児相談支援は川西市社会福祉協議会(川西さくら園)が運営し、⑥小・中学生の多様な学びの場(仮称:学びのスペース「北部セオリア」)は市直営で実施する予定です。
32	「エリア1」	④地域子育て支援、⑦地域の活動スペースの運営主体はどのようにになりますか。	また、⑦地域の活動スペースについては、「プラザ・ひがしたに」を拠点に引き続き地域が運営しつつ、市が新たに配置する機能との連携を検討していきます。
33	「エリア1」	リノベーションによって複合機能を持たすといった方向性は良いと思いますが、実効性の部分と施設の管理運営主体の部分が明確になっていません。基本構想の次は基本計画の策定だと思いますが、PDCAを回していく部分まで、基本構想の段階で示す必要があると思うのですが、いかがでしょうか。	基本構想案の段階では、配置機能や配置場所、整備手法等を中心にお示したところです。今後は、より詳細な内容を含む基本計画の策定過程で具体的な配置図をはじめ、整備コストや管理運営主体等を整理していきます。
34	「エリア1」	スケジュールを見ると、令和7年度から設計・工事に入る想定でするので、答弁を聞いているとかなり拙速ではないかと感じました。	予定したスケジュールが遅滞なく円滑に事業推進できるよう、関係機関との連携を密にしながら計画的な事業推進に努めます。
35	「エリア1」	旧東谷村役場跡地は第2駐車場になっていますが、この利用については、北消防署周辺だけではなく、東谷小学校を利用される方も使えるということでしょうか。	駐車場は一定区画必要だと考えています。令和8年度に「北部ワクワクこども支援棟」がオープンした際は北消防署が未解体のため、旧東谷村役場跡地をその駐車場として活用します。 令和8年度中に駐車場の利用実態を見ながら必要な駐車スペースを確保し、空きスペースが生じた場合は、例えば屋外活動スペースなど具体的な活用を検討します。
36	「エリア1」	東谷小学校の前の道路は送迎の駐車される方がおられるので、幅広い視点で今後活用を検討してほしいと思います。また、以前に提出された請願も踏まえて、あらゆる角度で市として検討された結果だと思っています。一方で、様々な部署が関わって方針と基本構想を作成されていますので、部署横断的に引き続き検討をお願いします。	

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
37	「エリア1」	旧東谷村役場跡地の第2駐車場ですが、現在は地域の方が活動拠点として利用されています。地域と話し合いはされたのでしょうか。	旧東谷村役場跡地については、これまで市から「スポーツクラブ21 ひがしたに」へ暫定的な貸付を行っているため、利用者の理解が得られるよう改めて本構想案をもとに調整していく考えです。
38	「エリア1」	旧東谷村役場跡地について、現在多くの方が使っている訳ではありません。ただその方たちが、除草や日常の維持管理をされています。やはり地元と話し合いをして、この案が着地点であると私たちは認識します。一部の団体なので、それほど大きな声にはなりません。そうすると、そんな声はなかったということになり、駐車場になってしまいます。そういうまちづくりの進め方は、私はおかしいと思っています。	
39	「エリア3」	配置機能「⑥障がい者活動拠点」について、就労の機会を創出すると記載がありますが、福祉事業の就労支援事業という認識でよろしいでしょうか。	就労支援事業に限定せず、例えば食堂やカフェ等の空間を提供し、「民間事業者による障がい者雇用」といった運営形態も視野に入れながら、既存の事業所にも配慮しつつ、今後幅広く検討していきたいと考えています。
40	「エリア3」	配置機能「⑥障がい者活動拠点」について、就労支援というのは、福祉事業にこだわらないという認識でよろしいでしょうか。	
41	「エリア3」	配置機能「⑥障がい者活動拠点」について、就労支援事業所と争わないような形での運営方式にしてほしいと思います。	
42	「エリア3」	自治会館の集約の件で、解体費や建設費について、市内の自治会館との整合性はどのようになるのでしょうか。	自治会館集約に関連する解体費等のコスト負担の詳細については、今後地域と調整します。
43	「エリア3」	これまでの自治会館の運用とあまりかけ離れないよう、市で調整をお願いしたいと思います。	
44	「エリア3」	グリーンハイツの人口が減少していく中、地域のほうから3つある自治会館を1つに集約したい旨の要望があったとのことですが、どこから要望がありましたか。	「緑台・陽明コミュニティ協議会」「このまちを考える会」から市に対して提案書(グランドデザイン)の提出がありました。

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
45	「エリア3」	自治会館の集約を検討していくということですが、地域の方々の小さな活動に関しては、今後は「⑧フリースペース」がその役割を担っていくということでしょうか。	自治会館を利用した活動サークルについては、集約先であるA棟2階をはじめ、B棟1階に配置予定のコミュニティセンター機能を備えた新たな公民館のほか、同じくB棟2階の多目的ホールやフリースペースの利用を想定しています。
46	「エリア3」	北部いきいき活動棟の多目的ホールやフリースペースは、どの地域が優先になるのでしょうか。地元（グリーンハイツ）優先ではなく北陵も含め、「北部地域全体での利用」という理解でよろしいでしょうか。	基本的には「北部地域全体」を利用の対象とする考えです。 なお、地域優先利用の有無については、今後検討していきます。
47	「エリア3」	市が示す方針と地域の思いが全て一致することは不可能で、その妥協点を必死に探られている段階だと思っています。 その中で、自治会館のサークルの活動拠点は確保するとの答弁がありましたが、老人福祉センターでも各種サークルが活動をされていますが、自治会館同様に活動場所が確保されるという理解でよろしいでしょうか。	緑台老人福祉センターを利用した活動サークルについては、個別に代替活動場所を確保することは考えていませんが、整備後は、地域福祉活動の拠点機能や多目的ホール、フリースペースなど、広く市民が利用できるスペースを配置する予定ですので、こうした施設を利用していただくことを想定しています。 なお、自治会館の面積はそのまま確保するということではなく、3つの自治会館を集約する関係上、延床面積は減少することになります。
48	「エリア3」	今までの自治会館での活動は集約後も保障されることが前提になっていると思いますが、活動拠点は確保されている計画になっているのでしょうか。	
49	「エリア3」	グリーンハイツの自治会館が集約された場合でも活動拠点は確保していくという答弁がありましたが、北部地域ではそれぞれの地域で様々な活動をしていますので、今後配置される機能は「北部地域全体」を利用の対象とするという理解でよろしいでしょうか。	自治会館や公民館機能など一部例外はありますが、今後配置する機能は、「北部地域全体」を利用の対象とする考えです。
50	「エリア3」	北部いきいき活動棟のB棟2階に配置される多目的ホールの定員は200名程度で、避難所機能も備えるということですが、管理運営はどこがされるのでしょうか。	現時点では多目的ホールの詳細な仕様等は未定です。 なお、B棟1階に配置予定の公民館・行政センターは市直営での管理運営を想定しており、地域の方が優先的に利用できる形態も含めて、今後検討していきます。

意見 番号	意見の 分類	意見の内容	市の検討結果
51	「エリア3」	エリア3の施設管理について、現段階で運営主体をどのようにするのか説明してください。	現時点では民間事業者、地域による運営または市直営を想定していますが、機能ごとの詳細は今後検討します。
52	「エリア1」 「エリア3」	北消防署は解体し、その跡地は第1駐車場になる構想です。第1駐車場と第2駐車場について、どれぐらいの台数を考えていますか。また、グリーンハイツ第2自治会館解体後の駐車場予定地の台数についても教えてください。	今後、施設の建築設計を進め、各機能の具体的な運営を検討する過程で利用者数等の予測を立てながら、対象者を含め想定利用台数を整理していく考えです。
53	「エリア1」 「エリア3」	施設整備を進める上で、駐車場の必要台数の把握は必須だと思いますが、そのあたりを考えずに基本構想案を進めているのでしょうか。	
54	「その他」	エリア外ですが、旧緑保育所はどうなるのでしょうか。	大和団地内における持続可能なまちづくりを進めるため、旧緑保育所跡地を活用した取組を進めます。